

官報號外

平成九年十二月十一日

まず、決議案の案文を朗読いたします
本院は、橋本内閣を信任せず。

○第一百四十二回

回 会 木曜日(本) 衆議院会議録 第二十一回

十一日

五歲三一月一日

午後一時三十三分開議
伊藤宗一郎君) これより

५०

◎文史哲

日本国に付託議會は、此の日を指し、
國會法等の一部を改正する法律案(議院運営委

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院連
委員長提出)
国会法の一部を改正する法律案(參議院提出)

御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます

精之內體之外法之變之分源一貫和外四得推

○議長(伊藤宗一郎君) 橋本内閣不信任決議案を
議題といたします。

橋本内閣不信任決議案

〔小沢一郎君登壇〕

○小沢一郎君 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました橋本内閣に対する不信任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

平成九年十一月一日 衆議院会議録第二十号

橋本内閣不信任決議案

橋本内閣不信任決議案

しかししながら、橋本総理には、じつに述べる理由も欠いていると断じざるを得ないのであります。国家国民の将来にとってまことに不幸な事態であり、橋本内閣は一日も早く退陣すべきであります。(拍手)

以下、その理由を申し述べます。

不信任の第一にして最大の理由は、今日の経済危機を招いたのは、橋本内閣の経済、財政、金融政策そのものであり、内閣退陣こそ経済危機克服の唯一の道であるということであります。

その一つは、橋本内閣の金融行政における致命的な失政、特に不良債権問題に対する誤りであります。

由から、総理大臣としての資質もり欠いていると断じざるを得ない。國家国民の将来にとってまことに、橋本内閣は一日も早く退陣する。(拍手)
以下、その理由を申し述べます。
不信任の第一にして最大の理由は

不信任の第一にして最大の理由は、今日の経済危機を招いたのは、橋本内閣の経済、財政、金融政策そのものであり、内閣退陣こそ経済危機克服の唯一の道であるということであります。その一つは、橋本内閣の金融行政における致命的な失政、特に不良債権問題に対する誤りであります。

昨年の住専国会で我々新進党は、の一つにすぎず、預金者のいない住専の不良債権問題の処理には税金を使うべきではない、通常の法的手続きで処理すべきであつて、その結果として銀行等が破綻するのなら、それはむしろ本来つぶすべきである。経営者のまた責任も当然きちんととらへもららう。ただし、断じて預金者だけは守る、そのためには公的資金の導入もやむを得ない、そのようなセーフティーネットをつくるべきだと強く申し上げてきました。

現に、我々は、日本版RTCの具体案を提案いたしました。ところが、政府は、我々のこの主張を全く聞き入れず、預金者のいない住専処理に六千八百五十五億円もの巨額の税金を投入し、一方、信用組合の破綻の場合だけは税金投入の対象なし、他の銀行等は放置したままにいたしました。

その検討 자체は、むしろ遅過ぎる対応と言わざるを得ません。しかし、それよりもまず、そうした措置をとる前に、みずからの不明、従来の見解、態度の誤りを国民の前で率直にわび、その後にかかる対策に果敢に取り組むべきであります。それこそが国民から信をおかれるべき政府の当然とするべき態度であります。国民を裏切り、平気で前言を翻して恥じない橋本内閣の態度は、政治不信を招く元凶だと言わざるを得ません。(拍手)

い、九割を超える国民の怒りを招きました。そして、その延長線上のままに、バブル経済の破綻処理や不良債権問題に対処し、その後も失敗を繰り返しております。それは、三洋証券の廃業や北海道拓殖銀行の経営破綻などにまさに象徴的で、不良債権問題を一層泥沼化させております。

官 報 (号 外)

こうしたこそこな、中途半端な対策しかとらず、金融業をめぐる条件、環境を全く整備しない一方で、金融ビッグバンを急ぎ、金融機関の早期是正措置の導入や為替管理の完全自由化を推進しようとしています。その結果、金融機関の不良債権処理を泥沼化させ、金融不安を助長して、いまだに異常な超低金利を続けざるを得ないであります。しかも、その結果、金融機関の貸し渋りによって企業経営を一層困難にしております。今後さらに、保険業界、証券界、ゼネコン業界等には、破綻の危機を迎えるような企業が数多く存在していると言われております。

環境整備をしないままに行つこれらの措置は、信用の収縮を一層招き、金融不安を助長させた結果、金融機関だけでなく産業界全体に経営危機を招いて、経済情勢を悪化させているのであります。我が国経済が立ち直らない一番の原因がここにあります。失政をどこまで続ければ気が済むのか。当事者は怒りを通り越して悲鳴を上げているのが実情であります。

しかも、山一証券だけにとどまらず、証券・金融界には、不正利益提供事件など、国民の目からは信じられないような不祥事が相も変わらず続出しております。その体質は一向に変わりありません。

二つ目は、橋本内閣の無責任、無定見なデフレ強行政策であります。

世界史上初めてと言える異常な超低金利は、既に三年目に入つております。金融機関に対し、史上最大の業務純益を提供するなどの経営支援を行つたにもかかわらず、その他の適切な経済対策は一切講じておりません。このため、いたずらに消費を冷やしただけで、国民の生活設計を狂わせた上に、年金生活者などの生活を不安に陥れています。

さらに、今年度、消費税率引き上げや特別減税の廃止、医療の保険料や自己負担の引き上げなど、空前のデフレ予算を編成して、国民に約九兆

円の負担増を強いた上に、公共投資を削減して、せっかく芽生えかけていた景気回復の芽を摘んでしまいました。

しかし、そのことが国民党論の激しい反発に遭遇する、その信念を貫くこともなく、任命権者としての責務を果たすことなく、責任回避の姿勢に終始しました。政治の最高責任者としては、醜態百出のきわみであります。

閣僚としての任命のよし悪しの判断もできず佐藤孝行氏を任命した判断力の乏しさ、任命後の混乱の中で明らかになった危機に際しての收拾能力のなき、国民の利益より自民党の党内論理を優先化するその姿勢。佐藤孝行氏の任命問題は、橋本総理に国政の最高責任者としての資質、能力がないことを明白にしたのであります。

また、政治倫理を整視する橋本總理の姿勢は、自民党的惡質な利権政治への対応の面でも明らかであります。

橋本内閣の誕生以後、与党の立場を利用した自民党的利権党略むき出しの政治は、日に余るものがあります。大型プロジェクトの予算は選挙の結果

なつてもやり抜くと大見えを切りました。また、佐藤孝行氏の任命問題の際には、国民が納得できる行政改革をなし遂げることによって責任を果たしたいと公言されました。しかし、橋本総理みずからが会長となつてまとめた行政改革会議の最終報告は、行政改革の基本を忘れ、単なる機構いじり、看板のかけかえに終始し、理念も哲学もない橋本内閣の行革の実態を白日のもとにさらけ出しましたのであります。橋本総理の行政改革がいかに国民の期待を裏切つたかは、最近の世論調査が明確に示しております。

(拍手)

橋本内閣に我が國を立て直す改革の断行を求めるることは不可能であり、日本再建のためには、唯一、退陣の道しかないと信するものであります。

りつぶし、放置してきました。今になってやつと、これら税制の改革に取り組もうとしております。
自社さきがけ連立政権は、村山内閣の成立以来一貫して経済無策を続けております。この政権の構組みでは、すべての分野において抜本的な構造改革は期待できず、先行き不透明感から経済活動を冷やすだけであると言わざるを得ません。
不信任の第一の理由は、政治倫理整視の橋本总理の姿勢が、政治を行う上で不可欠な、橋本内閣に対する国民の信頼を失わせてしまったことになります。
橋本総理は、第二次橋本改造内閣の組閣に当たって、当初、佐藤孝行氏を総務省長官に任命いたしました。総理は、国民の批判を寛倍の上、一度過ちを犯した人は、そのレッテルを一生背負つていなければいけないのか、批判があればあるほど、佐藤氏にはその声を吹き飛ばす活躍をしていただきたいと述べ、まさに開き直って総務省長官に任命したのであります。

果を考えて配分すべきだ、自民党的な議員を支援しない業者は指名から外すといった議論が公然と行われ、公共事業の補助金を申請する際は、申請書間に小選挙区名を書き込ませるというように、予算や公共事業を利用した政治の私物化はますますエスカレートしております。しかるに、橋本総理は、これを放置し、自民党的利権政治の復活に手をかしているのであります。

さらに、今国会は石油卸商泉井被告の政治献金疑惑の解明が最大の焦点の一つであります。橋本総理は、その真相解明に積極的に協力するどころか、泉井氏の証人喚問をおくらせ、疑惑隠匿を図ろうとする自民党に対し、総裁として何らの指導力も発揮しなかつたのであります。このことも、総理の政治倫理観の欠如を端的に示したものであります。

不信任の第三の理由は、橋本内閣では本当の改革是不可能であり、我が国を立て直すために、速やかな退陣が必要であるということであります。橋本総理は、行政改革について、火だるまに

政府は、本年九月、米国との間に、「新たな日米防衛協力のための指針」、いわゆる新ガイドラインを策定いたしました。新ガイドラインは、極東地域から周辺事態へ、また基地提供義務から広範なオペレーションへと、これまでの日米安全保障条約の義務を超えて踏み出すことは明らかであり、日本の安全保障の根幹にかかる基本方針を変更するものであります。安全保障の根幹にかかるガайдラインの策定に当たり、政府は「国会をながいがしろにし、全くのノーチェックで済ます」としておられます。

新進党は新ガイドラインの国会承認を求めておりますが、全く耳をかそうとしておりません。「これではガイドラインを国会が認めたのか否かといまいなままで施策を推進されることになり、このような姿勢は国会軽視も甚だしいと言わなければなりません。

また、本年七月、カンボジア情勢が緊迫した折に、政府は、自衛隊法百条の八の準備行為として、タイのウタパオに自衛隊機を派遣しました

Digitized by srujanika@gmail.com

が、法律の規定に基づかず自衛隊の海外派遣を政府が独断で実施したことは、法治国家とてあります。まるじき姿勢であります。

国會閉会中のことでもあり、緊急やむを得ぬ事態として百歩譲つてこれを認めたとしても、政府のみずから法律の欠陥を認め、自衛隊法の改正案をこの臨時国会に提出することが責任ある姿勢であったはずであります。しかし、政府は一向に改正案を提出する気配を見せませんでした。橋本内閣の国会整視、すなわち国民軽視の姿勢を断じて認めるわけにはいきません。

我が党は、橋本總理が厚生大臣などの公職に就くことを拒否する行為を行い、全くその責任を自覚していないことがあります。

(号外)

官報

かかるに橋本総理は、衆議院予算委員会やその後の記者会見において、中国の諜報部員であつたか調べようがない、そんなの調べようがない、それでわかるようなら諜報部員と言えるかと述べたのであります。これは、総理みずから我が国の國家機構の調査能力のなきを世界に公言し、我が国がスペイン天国であることを認めたいことであり、我が国の対外的信頼を縦横みずから失墜させたのであります。

この点だけを取り上げても、橋本総理は国政の最高責任者として失格であると断言せざるを得ません。(拍手)

我が党は、橋本總理が厚生大臣などの公職にあつたとき、中国北京市の公安局に勤めていた女性と交際していた疑惑を指摘し、總理もその女性との交際を認めました。およそ政府の閣僚と深く接触する人物が、外国の諜報部員もしくはそれと関係のある人物であるかどうかは國家の機密にかかるわる問題であり、国益上重大な問題であります。

それは、スパイとの接触が明らかになり、時の首相あるいは大蔵大臣が辞任に追い込まれたイギリスのプロヒューモ事件、西ドイツのプラント首相事件などから明らかであります。

理由の第六は、世界と国民が注視し、今最も重要な金融政策を審議するこの国会において、数の暴力による議会運営を行なうという暴挙についてであります。

先般、与党は、大蔵委員会において、質疑が続行中であり、質疑の続行を求める野党委員の要求を一切無視し、突然、質疑打ち切り・採決の動議を提出し、同法案を強行可決いたしました。その際、野党委員が委員長席を取り畳み、抗議したため、慌てて、速記者が着席しないうちに一方的に採決、散会を宣して退席いたしました。しかし、採決無効ということに気がつき、再度、何と十五分後に、再び、新進、民主、太陽の野党委員が欠席のまま採決をやり直すというよう、一度ならず二度までも採決を強行するという暴挙をなさったのであります。

しかも、大蔵委員会での採決は無効であり、採決のやり直しを求める我々野党の要求を無視し、本会議を強引に開会し、衆議院の通過を図ったのであります。民主的な手続を踏みにじる数の暴力と言つばかりありません。

政府・自民党の中にさえ、法案の出し直し論さえあつた欠陥法案を、みずからメンツにこだわつて数の暴力で成立させる、それが橋本内閣の偽らざる姿であります。

以上が橋本内閣不信任の理由であります。

このままで、やがて日本は滅びてしまいます。私は、我が国と国民の未来をかけて、橋本内閣の速やかな退陣を求めるものであります。皆様の御賛同をお願いし、趣旨弁明を終わります。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。虎島和夫君。

(虎島和夫君登壇)

○虎島和夫君 私は、自由民主党、社会民主党と市民連合、新党さきがけを代表して、ただいま議題となりました内閣不信任決議案に対し、断固と

して反対の討論を行うものであります。(拍手)
激動する今日、橋本内閣は、新しい時代、新しい日本の創造に向けて、内政面では六つの改革に基づく外交の展開や沖縄問題解決に全力で当たっております。行政改革では、既にその大もとを決し、経済構造改革、金融システム改革でも、逐次、法制化など具体化し、着実な歩みを進めております。加えるに、直近の変遷全くわまりない国内外の経済の実態を踏まえ、緊急金融対策、経済対策を講じつることは御高承のとおりであります。

外交では、内閣一致結束のもとに首相みずから東奔西走を重ね、我が国外交の基軸である日米関係を安定的に、能動的に推移させるとともに、日中首脳会談、APEC、そして地球温暖化防止宣言等、都議会では、議長国首相として多面的かつ高度な

理の政治姿勢として、多様な意見にも謙虚に耳を傾けながら政策構想を練り上げ、果斷な決定をしてきたその指導力に負うところが第一であることは申すまでもありません。（拍手）

今、我が国はかつてない困難に直面しておりますが、今こそ我々は、一致協力してこの難局を克服しなければ、日本の未来は危うい。今、苦しみながらも国民とともに後世の歴史の評価にたとえ得る改革と前進の國づくりに当たっている自覚を持たなければなりません。

特に、広く国民の共感を得ながら政治を進めるためには、高い倫理性に支えられた政治を基準にして事に当たっているところであり、我々は内閣のみにとどまらず、新しい政治家倫理、政党倫理の確立に向け、実効ある与党協議を真剣に続けていることを、この際、御披露申し上げておきま

（議長）各國間調整を行い、けさの報道各紙には、日米欧の思惑が交錯し、妥結は難航するも、橋本首相の貢献には各国好感を持って評価、の見出しが躍つておるのであります。（拍手）

次いで、議定書は先ほど採択されましたが、吉田都會議の成功は地球規模での人類の明るい未来のために偉大な第一歩であり、終始果敢な指揮と活動をとられた総理を初め関係閣僚各位の労苦を多とするものであります。日本国京都の名は、二十一世紀を通じて世界での指標を提供し続けることを信じて疑はないのであります。

また、第二次橋本内閣発足時に総理がみずからに課した使命、すなわち日ロ関係の改善は、エリツィン・ロシア大統領との会談で、両国関係を広めた量的にも拡大、発展させ、二十一世紀にかけた積極的な関係をつくる中で、北方領土問題を含め、平和条約の締結へ全力を尽くすことが合意され、国民の皆様から深い感動を持って歓迎されたことは記憶に新しいところであります。

こうした内外にわたる成果は、もとより国民の協力があつて初めて実現したのでありますから、

政治にはいつときの運営も許されません。にわかわらず、今回野党から乱発される各種不信任案、解任決議案。その一つとしての内閣不信任案が、内閣の実績を歪曲し否定する中で、ばらばらの議論とともに提出されている暴挙は、全く許さないところであります。

急迫する現状に目をふさぎ、党利党略を優先させる野党諸君。国民から負託された審議権を放棄し、国会で審議拒否はしないとかつて公約した野党諸君も含め、本会議を欠席し、各委員会をボイコットして国会運営を停滞させる無軌道、無責任な所、國民と国会の名において糾弾されるべきであります。(拍手)

野党諸君、委員会は、あるいは各種国会の会合では整々と開きましょう。そこで、國民に向かって、開かれた場所で、お互いが政策論争を行うべきであります。国会は、野党諸君にも開かれてあります。そのことは、改めて申し上げるまでもありません。その審議をみずから封じているのが野党の皆さんではありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。

けた積極的な関係をつくる中で、北方領土問題を含め、平和条約の締結へ全力を尽くすことが合意

は整々と開きました。そこで国民に向かって、開かれた場所で、お互いが政策論争を行うべ

○虎島和夫君
市民連合・新党さきがけを代表して、だいしま議題となりました内閣不信任決議案に対し、断固と

され、国民の皆様から深い感動を持って歓迎されたことは記憶に新しいところであります。こうした内外にわたる成果は、もとより國民協力があつて初めて実現したのであります。

きであります。国会は、野党諸君にも開かれています。そのことは、改めて申し上げるまでもちりません。その審議をみずから封じているのが、党の皆さんではありませんか。

国民の幸せを外に置き、党利党略のみの理念なきこの内閣不信任決議案に断固反対し、賢明で勇ある議員各位の圧倒的多数で本決議案を否決されますよう強く望みまして、討論を終わります。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 石田幸四郎君。

〔石田幸四郎君登壇〕

○石田幸四郎君 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました橋本内閣不信任決議案に、

賛成の立場から討論を行います。(拍手)

「国家の危急存亡」とき、国政の最高責任者に求められるものは、未来への先見性と的確な判断、高い倫理観、そして最後まで貫く実行力であります。これまでの国政を見る限り、橋本総理の行政知識の豊富さには敬意を表しますが、先見性と判断力、倫理観、実行力には、全く疑問を抱かざるを得ません。

平成八年一月、橋本内閣が村山内閣を引き継いで約二年になろうとしています。その間、橋本内閣は自民、社民、さきがけ三与党体制のもと、六つの改革を掲げてスタートいたしました。しかし、六つの改革とふるしきを広げてはみたものの、実行性は極めて乏しく、やったことといえども、財政再建、行政改革どころか経済破綻ではなかったでしょうか。(拍手)

日本生命、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行などの破綻に象徴されるよう、今日の我が国の金融不安はまさに頂点に達しようとしています。日本の金融機関の国際評価は次々と低下し、株価の暴落と百三十円台への円安が進行しています。政府はこの二年間、景気は緩やかに回復している

る、不良債権の処理は順調に進んでいると誤った認識ばかりを繰り返すだけで、景気刺激策をとるどころか、逆に景気冷却策をとり続けてきました。すなわち消費税の5%への引き上げ、特別減税の打ち切り、医療保険料負担の引き上げなど、総額九兆円に上る国民への負担増がそれなります。私ども新進党の景気回復優先、その後の財政重建という意見は全く無視してきたのであります。

これに加えて政府は、財政構造改革推進法案を

国会に提出しました。これは、本年度七兆五千億

にも上る赤字国債発行額を来年から六年間で新規

を圧縮させるというものであります。まさに集中

治療室に入るべき病人を水おけにつけるような政

策をとったのであります。これで経済が悪くならないはずがありません。

金融機関がばたばた倒れ、ついに十一月九日の

月例経済報告では、九六年一月から使ってきた

「回復」の二字を削除せざるを得なくなつたのであ

ります。

このようない連の橋本内閣の経済無策と誤った

行政の責任はきらんとしなければなりません。

日本の経済政策への不満は世界各国に渦巻いて

おります。このまま橋本内閣が継ぎ、デフレ経済

政策が続くなれば、国内のみならず、日本が世界

恐慌の引き金を引くことになりかねません。バブル

の崩壊による経済危機を恐慌状態にまで追い込

んだ橋本内閣の責任は極めて重大であり、総辞職

に値します。(拍手)

次に指摘しなければならないのは、倫理問題に

ついてであります。

総理の閣僚任免権は、内閣の性格、命運を左右

する、総理の重要な権限の一つであります。それゆ

えに、慎重の上にも慎重に、熟慮を重ねて決定す

べきであるし、一たん決めた総理の決定もまた極

めて重いものであります。

ロッキーード事件において、運輸政務次官として

から受けた献金疑惑についても何の反省もなく、

世に李下に冠を正さずと言いますが、この倫理

観、道徳観は橋本内閣には全く通用していません。

さらに、住専への公的資金投入の見返りとして、

総理を初めとする与党政治家が農協関係団体

から受けた献金疑惑についても何の反省もなく、

世に李下に冠を正さずと言いますが、この倫理

観、道徳観は橋本内閣には全く通用していません。

政治汚職と較べうとしない内閣は、みずからそ

の資格を喪失していると申し上げざるを得ないの

ん。

政治汚職と較べうとしない内閣は、みずからそ

の資格を喪失していると申し上げざるを得ないの

あります。(拍手)

次に、外交・防衛問題でも橋本内閣の政治責任

は極めて重大であります。

ペル・大使公邸人質事件においては、人命第一

を繰り返すだけで、テロリストに対する断固たる

姿勢はみじんもありませんでした。危機管理能力

の欠如を世界に露呈したという結果になりました。

田もの巨額の公的資金を投入する一方、金融機関の不良債権の現状にはおかむりし、他の銀行全体の不良債権の現状にはおかむりし、他の銀行などの再建を放置してきた結果であります。新進党は、預金者を何としても保護するの方針に立ち、そのセーフティーネットとして日本版RTCの具体策を提案しました。しかし、政府は、この提案にも全く耳を傾けようとせず、金融機関の不良債権処理を泥沼化させ、金融不安を増大させているのであります。

このようない連の橋本内閣の政治倫理の欠如感覚は、その後次々に表面化した倫理問題にも露呈されています。

このようない連の橋本内閣の政治倫理の欠如感覚は、それが露呈されています。

このようない連の橋本内閣の政治倫理の欠如感覚は、それが

また、カンボジア情勢の悪化に際し、何ら法的裏づけのない自衛隊法百条の八の準備行為として、タイに自衛隊機を派遣しました。結果は、完全に時期おくれで、全く役割を果たすことなく帰還せざるを得なかつたのであります。この自衛隊の海外派遣は、総理が消極的な外務、防衛当局を押し切って派遣を強行したと言われております。失態を犯した橋本総理の責任は厳しく問われなければなりません。

さらに指摘しなければならないのは、行政改革についてであります。

政治家は必ずから言葉に責任を持たなければなりません。

ば、国民の政治への信頼は喪失します。政治は成り立ちません。総理は、この行政改革を火だるまになつてもやり抜くということを国民に宣言されました。ところが、総理自身が会長となり、一年有余の検討を得てようやく出てきた行政改革会議の最終報告は、全く中身のない省庁の看板のかけられ、単なる機構いじりにすぎません。この改革によって、行政のスリム化、行政経費の削減など、国民にはどんなメリットが与えられるのか、全く見ておらないであります。何の哲学も方向性も示されておらず、総理のリーダーシップも陰りを見せただけに終わってしまったのではないかと見えておらぬのであります。この報告書の中に、どこに火だるまの跡があるのでしょうか、決意はあるでしょうか。そもそも、今日の日本、「二十一世紀の日本」に求められている行政のあるべき姿は、行政権限をすべて引き締め、自由で活力ある社会を実現することです。そして、これまで中央がすべてをコントロールしてきた仕組みを改革して、地主が主体となって新しい自主性のある地方自治を築き出さなければなりません。

こと、これにあると思います。これは既成の中央省庁の権限を奪うものであって、大きな抵抗があることは、また言うべくして実行が困難であることはつとに指摘されてきたところであります。この困難と戦わずして、何の改革でありましょうか。この辺で何とか言はざるを得ないところとおもふ。

あります。一行だけでも経営再建が困難な銀行を不良銀行と合併させてよくなるはずがないではありませんか。このような悪法を強行した与党と法案を提出した橋本内閣の責任はまさに重大で、日本の経済と財政を收拾のつかない泥沼に陥れるものと言つざるを得ません。

予測できず、またこの期に及んでもなお全く適切な対応をしていない政府、行政の責任であります。民主党が事あるごとに金融機関の不良債権の実態を過小に見積もり過ぎていると指摘したにもかかわらず、不良債権処理は順調に進んでいるとの答弁を繰り返してきた橋本内閣の政治責任は極

内閣に改革の断行を求めるることは不可能と申し上げておきたいのであります。(拍手)

以上、私は約二年間にわたる橋本内閣の重大な政治責任を指摘してまいりましたが、どれ一つをとっても不信任に値する重大問題であります。橋本内閣は即時退陣することを強く要求し、橋

めで重いものであります。
北海道拓殖銀行の経営破綻は、二十行の大手銀行は一行たりともつぶさないとしてきた政府の公約の破綻であり、大蔵省の護美船團行政自体の破

与党三党は、衆議院大蔵委員会の審議において、委員長職権で委員会を一方的に開会し、速記記者も入れずに採決を强行し、無効と判明するやうな事態が生じた。又うそを撒く

本内閣不信任決議案に対する私の討論を終わります。
（拍手）

り立ちません。総理は、この行政改革を火だるまになつてもやり抜くということを国民に宣言されました。ところが、総理自身が会長となり、一年有余の検討を得てようやく出てきた行政改革会議の最終報告は、全く中身のない省庁の看板のかけかえ、単なる機構いじりにすぎません。この改革によって、行政のスリム化、行政経費の削減など、國民にはどんなメリットが与えられるのか、全く見ておらないのです。何の哲学も方針もございません。太陽の委員は連絡もせず、改めてもう決をやり直すという前代未聞、破廉恥きわまりない手法で委員会の強行採決を行いました。さらに、議院運営委員会においてこの無効採決を全く不問にしたまま本会議で強硬に採決を行なうなど、まさに議会制民主主義を冒瀆する暴挙を行ったのです。我々は、このような議会制民主主義のルールを無視した横暴な政府・与党の姿勢を断じて容認はできません。

○石橋大吉君 私は、民主党を代表して、ただいま提案のありました橋本内閣不信任決議案に対し、賛成の立場から討論を行うものであります。

(拍手)

橋本内閣が問われるべき責任は、経済、金融、財政、そして行政改革、政治倫理といった政治、行政に求められている根幹的な施策において大失態を演じ、国民の生活と政治、行政に対する国民の信頼を壊滅的状況に陥らせる点がちりばめ

しかしながら、大蔵大臣は、いざ拓銀が経営破綻すると、国際業務から撤退しているし、金融機能は受け皿銀行に引き継がれるので公約違反ではないと聞き直りの発言に終始しております。常にこのような危機や意味不明の答弁で乗り切ろうと

そもそも、今回内閣提出による預金保険法案などは、これまで認められてこなかった不良銀
行同士の合併に、預金保険機構を通じて国民の血
税である公的資金を導入しようというものであります。これは、金融機関の経営責任をあいまいに
し、大蔵省の裁量行政を温存するという従来の発
想と何ら変わりないばかりか、不況に苦しむ国民
の貴重な税金を金融機関に野方図につぎ込むとい
う市場経済の大原則をねじ曲げるものであり、内
閣が決めたビッグバンの方針にも逆行する法案で

第一に、今日の危機的状況においてなお無責任体質を温存する金融政策について申し上げます。三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行等の相次ぐ経営破綻、今日の金融不安は、政府の誤った金融政策にその責任があることは明白であります。不良債権が金融機関の致命傷に結びついたのは、バブル崩壊後の日本経済が要質な債務デフレーションに見舞われることを全くす。

する監督責任者の無責任な姿勢こそ、我が国の金融システムに対する内外の信頼を損なってきた最大の原因というべきではないでしょうか。(拍手)

その上、政府・与党が国会の手続、民主主義の根幹のルールを踏みにじってまで成立を図ろうとしている預金保険法改正案は、金融機関経営者のモラルハザードをさらに加速するものであり、一層の恣意的な裁量行政を招くおそれのが強く、加えて、最近の金融不安の深刻化等の経済情勢を踏ま

えると、預金保険機構の資金不足等の問題に対する抜本的対策を全く欠いております。このような不完全な法案に固執し国会を不正常な状態に陥らせて現状こそ、真摯な議論に基づく的確な対応策づくりを行う当事者能力の欠如を露呈するものにはかなりません。

第二に、本末転倒の財政構造改革について申し上げます。

橋本内閣は、構造改革に値しない財政構造改革法を成立させようとして、消費の急激な冷え込み、株価の大暴落など今日の日本経済の混迷を招いた責任も厳しく問わなければなりません。

橋本内閣が提出した財政構造改革法は、およそ構造改革の名に倣するものとは言えず、新聞では、財政構造温存法であるとまでややされておりまます。国と地方財政のあり方や公共事業のあり方といった本質的な構造改革には全く触れず、医療、年金、雇用保険等の改革の具体的方向性も示さないままに、予算の抑制だけを法律で先に決めるといつも、この法案のやり方は、余りに無責任と言わざるを得ません。

この法律に基づけば、財政構造改革の実効は何ら上がらぬ一方で、景気の足を引っ張る悪影響だけは確実にあらわれること、火を見るよりも明らかであります。

第三に、経済、景気対策の無為無策について申し上げます。

橋本内閣は、長期的な経済財政改革はもとより、短期的な景気対策に対しても全く適切な対応を示すことができずしております。今、地方の、地域の町々を、そして商店街を歩いてみれば、永田

町、霞が関からは想像もできないようなやり場のない憤りがうつせきしております。

そんな中で、やみくもに金融機関救済のための公的資金導入が議論されております。しかしながら徹底した情報開示と経営者及び監督当局の敵格な責任追及もなく不良銀行を税金で救済する」とには、国民は大きな怒りを持っております。苦しい生活、経営に耐え忍んでいる庶民、中小零細企業にこそ公的資金の導入、すなわち減税をまず行うべきというのが国民の率直な声であります。

総理を初め閣僚の皆さんには、この年の瀬に低迷する景気、金融不安にあえぐ町の声は届いていないのでしょうか。もはや橋本内閣に日本の経済政策を託すことは到底できないと言わざるを得ません。(拍手)

第四に、かけ声倒れも甚だしい行政改革のてんまつについて申し上げます。

総理は、みずから火だるまになつてもやるといふ強い決意を示して臨んだ行政改革においても失態を重ねております。臨時国会直前の組閣に当たっては、行政改革の所管大臣にロッキード事件において有罪が確定した佐藤孝行氏を任命するなど、国民の不信と怒りを爆発させるものとなりました。その反省と責任を明確に示さないまま取り組まれた結果も茶番劇に終わり、その過程では、官僚とその代弁者である族議員の結びつきを国民の前に明らかにすることになりました。

総理が座長を務める行政改革会議の最終報告の内容は、この官僚とその代弁者である族議員の連動により、役所の中身をそのままにして単に渡り廊下でないだけにとどまっています。このようないい省庁再編成では国民の御理解を得ることがで

きず、それを行う意味はないと我々は判断せざるを得ません。

総理は、我々が以前から懸念していた官僚と族議員の横暴をとめられず、それ自体不十分な中間報告からさも後退を招いたこの結果に対し、みずからの指導性の欠如を厳しく問わなければなりません。この改革案を行革だと称することは國民に対する裏切りであり、その責任は重大であります。

総理自身、本臨時国会の所信表明で、行政なくして國民の支持はないと言い切っておられます。まさにその眞葉どおり、今や橋本内閣に國民の信はないものと言わざるを得ません。(拍手)

そして第五に、政治、行政の場にある者として、まず取り組むべき倫理の確立について、何らの取り組みも行わない消極姿勢について申し上げます。

政治倫理の点でも、さきに述べた佐藤孝行氏入閣問題を始め、相次ぐ自民党議員の選挙違反事件の有罪判決、泉井氏による閣僚への献金疑惑の一層の高まりなどから、國民から倫理確立を強く求められております。

民主党政権は、既に、政治家の地位利用利得罪法案提出の準備を整え、また、政治資金収支報告書の保存期間の延長やコピーの解禁といった透明化法案や公務員倫理法の準備にも取りかかるなど、政治倫理確立への取り組みを進めておりますが、

橋本内閣は、何ら積極的な対応を示しておりません。このような橋本内閣の姿勢は、政権に対する国民の不信感を高めるばかりか、政治、行政全体の信頼を損なう結果をもたらしていると言つて過言ではなく、その責任は極めて重いものがあります。

今や、橋本内閣が我が国のためにでき得る唯一の選択は、潔く辞職される以外にないと断ぜざるを得ません。

以上を申し上げ、橋本内閣不信任案に対する賛成の討論とともに、改めまして、各党各議員の御賛同を呼びかけるものであります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 松本善明君。
〔松本善明君登壇〕

○松本善明君 私は、日本共産党を代表して、橋本内閣不信任決議案に賛成の討論を行つるものであります。(拍手)

今、國民の中では、橋本内閣に対する失望と抗議の声が満ち満ちて、内閣支持率は日に日に下落をしております。本院では、銀行業界救済のための預金保険法改悪案の採決が、前代未聞の暴挙に暴挙を重ねる事態で行われました。これは、國民に背を向けた悪法の成立のために、議会制民主主義の原則を破壊して省みない橋本内閣の方針の実行のためであり、同時に、橋本内閣の追い詰められた姿をみずから暴露したものにはかなりません。(拍手)

橋本内閣を信任しない第一の理由は、消費税増税、医療改悪など、九兆円という未曾有の負担増を強行し、國民を耐えがたい生活苦に追い込んで、決定的な景気の悪化をもたらしたことであります。

この負担増は、サラリーマン一人当たり月額一万六千円以上になります。これが個人消費を冷え込ませ、現在の景気悪化をもたらした原因だということは、内外のマスコミがこぞって指摘しているところであります。手術したとか入院したと言っているが、お金が心配でできない、こういつ

橋本内閣不信任決議案

だから、泉井疑惑のようなことが後を絶たない
のであります。泉井疑惑では、特に渡辺元副総理
へということで山崎政調会長に渡された二億円の
行方など、全く解明されない疑惑があるにもかか
わらず、山崎政調会長の証人喚問が拒否され、真
相が隠ぺいされようとしております。

買収の選挙違反に連座する議員が自民党から一人も出ていないことも金権政治の病の重さを示して

り政治不信が増幅されるだけであります。以上、三点にわたって橋本内閣を信任しない理由を述べましたが、私は 戦後五十年の自民党的政治によって失敗が明白となった日本の政治を臣本的に大きく転換し、 国民主権、平和と福祉の日本にするために全力を尽くす決意を最後に述べて、橋本内閣不信任決議案賛成の討論を終わるものであります。(拍手) ○議長(伊藤宗一郎君) 前田武志君。

○前田武志君 私は、太陽党を代表して、ただいま提案されております橋本内閣不信任案に対し、賛成の立場から討論を行つものであります。

武志君 私は、太陽宮

前田武志君

我が国の経済財政状況は危機的な状態にあります。国、地方を通じての財政赤字は、ストックにおいてもフローにおいても、先進国中最悪の状態にあり、財政再建は現下の急務であります。

最近の一連の金融機関の経営破綻は、日本の全金融システムが崩壊の危機に直面していることの何よりの証拠であります。金融システムの不安解消は日本経済にとって優先課題であります。橋本内閣は、この課題に対し、厳しい認識がないばかり

か、みずから経済運営の失敗がこのような事態を招いた大きな要因の一つであることを謙虚に認めようともしております。

このまま橋本内閣が続けば我が国が直面する危機を加速することは明らかであり、政権担当能力を失った無策無責任内閣にこれ以上この国のかじ取りを任せることは到底できるものではありません。我々太陽党は、即刻退陣を要求するものであります。(拍手)

各種の調査でも明らかなように、国民は景気の先行きに大きな不安を持っております。政府は、景気拡大が九三年十一月以来既に四十七カ月も遅いているとしておりましたが、ようやく十二月の月例経済報告で、日本経済は緩やかな回復から、景気は足踏み状態にあるとの認識だけを盛り込んで、景気判断を大きく後退させました。橋本内閣の今までの景気回復のかけ声は何だったのでありましょうか。一部の輸出産業等を除けば企業の経営実態は低迷を続けており、長期にわたる不況で企業は体力を消耗し尽くし、デフレ政策に対する懸念の声が満ち満ちてあります。

堅実に生業を営んできた中小零細企業の中には、政府の金融政策失敗のしわ寄せで急に資金繰りがつかなくなり、倒産に追い込まれる例が多く発生しております。このことは、政府の経済見通しとは実態が大きく乖離していた証拠であり、今日までは続く景気低迷の責任は、政府の楽観的な景気判断とその場しのぎの無責任経済運営にあつたと言えます。不況の波に洗われ、日々の生活にあえぎながら必死の思いで働き続いている多くの人たちの実態をどれほど把握されておられるのでしょうか。今必要なのは景気対策であります。

1

橋本政権は、大多数の一般国民に対し、今まで
一体何をしてきたのでしょうか。国民が切望する
政策は何一つ実行せず、政治の失敗のツケをすべ

を行なうべきであります。財政構造改革にも同様であります。財政構造改革の中身は、量的な圧縮のみで、質的な改革

て国民と中小零細企業に押しつけるばかりです。その象徴が消費税の5%へのアップ、一兆円の特別減税の廃止、医療費の負担増の苦しみ三点セントであります。これにより、国民は九兆円にも及

革が全くなされでおりません、財政の構造を変えて
なければ日本は立ち直れないことがはつきりして
いるのに、その道筋を明らかにせず、ここでもま
た問題を先送りしております。

ぶ負担増を押しつけられたのであります。
さらに、超低金利政策により、一般の預金者の
得られるべき金利収入を金融機関の不良債権処理
のために注ぎ込み続けてまいりました。大多数の

現在の後退局面にある危機的経済状態に対して、政府はいまだに明確な対策を示しておらず、経済成長に伴う税収増の必要性や経済への配慮が全く欠けております。最近の一連の金融破綻の相

国民からの莫大なお金を吸い上げ、それを一部の業界や既得権に浸り切った集団のために注ぎ続けているのが橋本内閣であります。もともと理念も政策も全く水と油のような自民

状をかんがみれば、今後政府は、本法案により自
繩自縛に陥り、財政の機動的な対応ができなくな
り、かえって本法律案は財政再建の道を閉ざすも
のであります。

党、社民党、この二つの政党が政権維持だけのためには、与党を形成しているわけですから、何かを決めようとしてもまとまるわけがありません。

橋本内閣は、金融システム安定の美名のもとに、公約に反して国民の税金を投入しようとしております。橋本政権は、どこまでもみずからの大失政のツケを国民に押しつけようとするのであります。

（拍手）臣の目的も、右に行くのか左に行
か、さっぱり方向が見えてまいりません。右往左
往政権ではありませんか。その結果、懸案や難問
はすべて先送りにされ、事態は悪化する一方でま
ま

国民が信用していた大銀行、大会社の最高幹部
が、裏社会の非合法組織に汚染されている。法には
どうか。

ります。
十二月三日に出された行革会議の最終報告でも、行政改革の進め方に対する未来の展望が見えて、これでは単なる機構いじりと目合わせとな

基づき各分野を秩序立て、公正な社会を実現していくべき官僚トップが、権力におぼれ、不祥事件を引き起こす。政治家の不祥事も枚挙にいとまがないとまがりありません。その最大の原因是、失政を繰り返してしまったからです。

り、必然性も感じられません。省庁の数だけを半減しても、人員、機構が肥大化すれば、むしろ構造

でも責任をとらない政治そのものにあると私は考えます。

け太りになり、役所に権限が集中し、行政の透明性が低下するだけであります。本来ならば、地主の分権を先行させ、規制緩和によって市場に任せることで、分野を拡大する、これに対応して中央省庁の再編

日本の正しい方向を示し、誇るべき歴史を継承していくためにも、橋本内閣は、その責任を明らかにして、即刻総辞職すべきことを申し上げ、賛成討論をいたします。(拍手)

栗屋 敏信君
奥田 敬和君
小坂 繁次君
烟 英次郎君
前田 武志君
上田 清司君
樽床 伸二君
平野 博文君
渡部 恒三君

否とする議員の氏名
相沢 英之君
愛知 和男君
浅野 勝人君
甘利 明君
新井 将敬君
伊藤 公介君
飯島 忠義君
石川 要三君
石原 伸晃君
植竹 繁雄君
江藤 隆美君
衛藤 利明君
小此木 八郎君
小澤 漢君
小渕 恵三君
越智 伊平君
大石 秀政君

○田野瀬良太郎君 議案上程に関する緊急動議なる
提出いたします。

議院運営委員長提出、国会法等の一部を改正する
法律案及び衆議院規則の一部を改正する規則案の
両案は、委員会の審査を省略し、参議院提出、
国会法の一部を改正する法律案とともに、三案を一
括議題とし、委員長の趣旨弁明及び報告を求
め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○鶴井善之君　ただいま議題となりました三案につきまして、その提案の趣旨並びに審査の経過及び結果を御説明申し上げます。

まず、国会法等の一部を改正する法律案についてであります。

改正の第一は、衆議院における行政監視機能の充実及び強化を図るため、衆議院の常任委員会として、現在の決算委員会を改組して、新たに決算行政監視委員会を設置することであります。

第二は、各議院または各議院の委員会から、内閣または官公署に対し報告・記録の提出要求がなされた場合において、内閣または官公署がその要求に応じない場合、その理由を説明しなければなりません。

なお、以上の改正は、次の常会の召集の日から施行することとしております。

両案につきましては、国政の健全な発展に資するため、国会の行政監視機能を充実強化する必要があるとして、議会制度に関する協議会において、議論を重ねてまいったところであります。その中で、民主党からは、国会の行政監視・評価機能の強化のための仕組みや機構の設置等について、議論を重ねてまいりましたところであります。

与謝野	馨君	山本	公一君	横内	正明君
吉川	貴盛君	山本	有二君	吉田六左門君	
米田	建三君	山本		渡辺	具能君
編貫	民輔君	山本		渡辺	喜美君
秋葉	忠利君	山本		渡辺	嘉基君
上原	康助君	山本		渡辺	茂君
辻元	清美君	山本		北沢	清功君
中川	智子君	山本		土井	たか子君
島山健治郎	君	山本		中西	續介君
深田	肇君	山本		濱田	健一君
前島	秀行君	山本		保坂	展人君
園田	克彦君	山本		村山	富市君
土屋	博之君	山本		鶴下	一郎君
品子君		山本		武村	正義君
		幸三君			

国会法等の一部を改正する法律案(議院連
衆議院規則の一部を改正する規則案(議院連
　　提出)
　　(出)
　　(當委員長提出)

国会法の一部を改正する法律案(參議院提
　　出)

○議長(伊藤宗一郎君) 国会法等の一部を改正す
る法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案、
參議院提出、国会法の一部を改正する法律案、右
三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。議院連
當委員長鶴井善之君。

国会法等の一部を改正する法律案
衆議院規則の一部を改正する規則案
国会法の一部を改正する法律案及び同報告書
當委員長鶴井善之君。

[本号末尾に掲載]

会がその理由を受諾することができない場合には、その議院または委員会は、その報告または記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができます。

このほか、会計検査院に対する特定事項の検査の要請に関する規定を設けるとともに、衆議院事務局に調査局及び法制局に法制企画調整部を設置する等、所要の改正を行ふこととしております。

次に、衆議院規則の一部を改正する規則案についてであります。

議員数で予備的調査を提起できることとすべき等の意見が述べられました。

両案は、本日の議院運営委員会において、自由民主党、新進党、社会民主党、市民連合、太陽党の賛成多数で起草、提出したものです。

なお、議院運営委員会において、両案の運用に関する申し合わせを行ったことを申し添えます。

次に、参議院提出の国会法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

の意見が述べられました。

両案は、本日の議院運営委員会において、自由民主党、新進党、社会民主党・市民連合、太陽党和なお、議院運営委員会において、両案の運用に関する申し合わせを行ったことを申し添えます。

次に、参議院提出の国会法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

参議院におきましては、かねてから、一院制下における参議院のあり方に関する諸問題とその改善策について検討を進め、また、時代の変化に対応した行政の監査のあり方について調査を重ねた結果、参議院の第一種常任委員会、すなわち内閣審議委員会から建設委員会までの十三の委員会を、「外交・防衛」、「文教・科学」、「国土・環境」のような基本政策別の十二の委員会に再編するとともに、参議院に新たにオンブズマン的機能を備えた「行政監視委員会」を、予算、決算、議院運営、懲罰の各委員会と並ぶ第二種常任委員会として設置するものであります。なお、本法律案は、君から提案理由の説明を聴取した後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案の両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、両案とも可決いたしました。

次に、参議院提出、国会法の一部を改正する法律案につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

(午後三時二十二分散会)

官 報 (号 外)

出席国務大臣
内閣総理大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 下稻葉耕吉君
外務大臣 小淵惠三君
大蔵大臣 三塚博君
文部大臣 町村信孝君
厚生大臣 小泉純一郎君
農林水産大臣 島村宣伸君

通商産業大臣	堀内	光雄君
運輸大臣	藤井	孝男君
郵政大臣	自見庄三郎君	
労働大臣	伊吹	文明君
建設大臣	瓦	力君
自治大臣	上杉	光弘君
國務大臣	小里	
國務大臣	尾身	
國務大臣	亀井	
國務大臣	久間	
國務大臣	鈴木	
國務大臣	谷垣	
國務大臣	村岡	
國務大臣	兼造君	
國務大臣	章生君	
國務大臣	宗男君	
國務大臣	楨一君	
國務大臣	久興君	
國務大臣	貞利君	
國務大臣	幸次君	
國務大臣	久興君	
國務大臣	幸夫君	
國務大臣	米田建三君	
國務大臣	橋康太郎君	
國務大臣	今井宏君	
國務大臣	森英介君	
國務大臣	小沢一郎	
國務大臣	神崎武法	
國務大臣	野田毅	

議院運営委員長亀井善之君解任決議案

井上喜一君外二名
田中眞紀子君
栗原博久君
根本匠君
高市早苗君
実川幸夫君
金田英行君

大蔵委員長村上誠一郎君解任決議案

北側一雄君外二名
平成九年十一月十一日

橋本内閣不信任決議案

右の議案を提出する。
平成九年十一月十一日

提出者

小沢一郎 西岡武法 野田毅

神崎武法 野田毅

中野寛成

賛成者

安倍基雄外百一十二名

橋本内閣不信任決議

本院は、橋本内閣を信任せず。

右決議する。

理由

日本経済は今や、危機的状況に直面している。

景気の先行きには暗雲が立ち込め、株価の低迷、円安、そして金融機関の経営破綻が相次ぎ、このままではさらに入大型の企業倒産はもとより日本経済の破綻は必至である。

ところが、橋本内閣は「六つの改革」を掲げながら実際は何も改革に値するものは見られず、とにかく経済・財政・景気対策等において全く有効な施策を講じていない。また、政治倫理に対する取り組みは不誠実の極みであり、国民の政治不信は限りなく高まっている。橋本内閣は、経済失

議院運営委員長亀井善之君解任決議案(井上喜一君外二名提出)

大蔵委員長村上誠一郎君解任決議案(北側一雄君外二名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨十日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

(外) 号報官

政によって政権担当能力の無さを露呈したばかりでなく、日本経済を危うくしたことはすでに明らかである。さらに、政治倫理の確立についても全く国民の期待に背くものであり、即刻、退陣を求めるものである。

第一に、今日の不況は、橋本内閣が景気に対する見通しを誤り適切な景気対策を講じなかつたことに起因するもので、正しく政策不況である。橋本内閣のいわゆる「デフレ予算」編成によって日本経済は一段と失速し、国民生活はますます逼迫している。とくに、橋本内閣が躍起になって今国会で成立させた財政構造改革法は、投資・消費意欲を一段と萎縮させ、景気回復に逆行するものであり、所得税・法人税の大減税を実施し景気を浮揚させるべきであるという新進・民主・太陽の野党三党の主張に全く耳を貸さず、経済の先行き感を一層暗くさせた。

第二に、橋本内閣は、金融不安解消のために何の手だても講じてこなかった。今まで不良債権問題の解決に熱心に取り組まなかつた橋本内閣の政治責任は極めて大きい。橋本内閣の重要な閣僚の一人である三塚大蔵大臣は再三にわたって、「都銀行はつぶさない」と明言してきたが、北海道拓殖銀行は倒産し、日本を代表する証券会社の一つである山一証券の経営が破綻した。しかも、預金保護ではなく不良金融機関救済を目的とする「預金保険法」を衆議院で強行採決するなど、全く言語道断である。

しかし、橋本総理大臣は時々に至つて、金融・景気対策と称して十兆円規模の国債発行の検討を指示した。これは財政再建優先を言い続けて

きた橋本内閣の政策の行き詰まりと挫折そのものであり、政権はまさに末期的状態に陥っている。

第三に、橋本総理大臣は「行革を断行する」と言つていたが、これが全く「先だけであつたこと」が明らかとなつた。自民党内の族議員と関係省庁の官僚の抵抗にあって橋本総理大臣は何のリーダーシップも發揮できず、単なる教合わせと名称変更など改革とは言えぬ末梢的なものになってしまった。

第四に、橋本内閣の政治倫理に対する姿勢は、国民世論を著しく軽視するものである。今国会冒頭、ロッキード事件で有罪が確定した佐藤孝行氏を旧来の派閥力学により閣僚に任命し、国民の総反発によって辞任させたことは、総理大臣の政治倫理観の欠如と無神経さを自ら露呈したものである。また、野党の厳しい追及や国民世論により、泉井氏の国会証人喚問には渋々ながら応じたが、この喚問によつて橋本内閣の重要な閣僚への献金疑惑は一層強まつたにもかかわらず、橋本内閣はそれら疑惑の追及には極めて消極的であり、真剣に政治倫理を確立しようという取り組みが見られない。

よつて本院は、危機的状況にある日本経済を立て直し、国民の政治に対する信頼を回復させるために、橋本内閣の退陣を要求し、不信任する。

国会法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年十一月十一日

提出者

議院運営委員長 魯井 善之

国会法等の一部を改正する法律
(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八 決算行政監視委員会

第一百四条に次の三項を加える。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないと

きは、その理由を説明しなければならない。

その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合

は、その議院又は委員会は、更にその報告又

は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。

その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明

を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第一百五十五条を次のように改める。

第五百五条 各議院又は各委員会は、審査

又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行なう。

第一、委員会の命を受けて行うその審査又は調

査のため必要な調査(第十九条において

「予備的調査」という)及び特別委員会の所

置く。

一、委員会の命を受けて行うその審査又は調

査のため必要な調査(第十九条において

「予備的調査」という)及び特別委員会の所

置く。

二、委員会の命を受けて行うその審査又は調

査のため必要な調査(第十九条において

「予備的調査」という)及び特別委員会の所

置く。

三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必

要な観点から検査を行うものとする。

第二章第四節中第三十条の次に次の二条を加える。

三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、

効率性及び有効性の観点その他会計検査上必

要な観点から検査を行うものとする。

第二章第四節中第三十条の次に次の二条を加える。

三号)の一部を次のように改正する。</p

第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆議院調査局長」という。)、調査員(以下「衆議院調査局調査員」という。)その他所要の職員を置く。

第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

報 (号外)

第二十一条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第一項中「職員」とあるのは「職員(衆議院調査局の職員を含む。)」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務(衆議院調査局に係る事務を除べ。)」とする。

第二十一条 一)の法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に関する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定めること。

(議院法制局法の一部改正)

第三十二条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

委員会の命を受けて行つその審査又は調査のために必要な法制に関する調査(次条において「法制に関する予備的調査」という)及び行政監視に係る法制に関する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に属する法制に関する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に関して、官公署に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(国会職員法の一部改正)

第四条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「常任委員会調査員」の下に「並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員」を加え、同条第五号中「除く外」を「除くほか」に改める。

第十四条 第二十二条の二に次の一項を加える。

第二十二条の二から第二十二条までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。

第三十五条中「部長」の下に「並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長」を加え、「当る」を「當たる」に改める。

して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告書又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五十六条の四 委員会は、審査又は調査のため
必要があるときは、議長を経由して、会計検査
院に対し、特定の事項について会計検査を行
い、その結果を報告するよう求めることができ
る。

第八十六条の次に次の二条を加える。

第八十六条の二 委員会が調査局長又は法制局長
から予備的調査の結果を記載した報告書の提出
を受けたときは、委員長からその写しを議長に

衆議院規則の一部を改正する規則案
右の議案を提出する。
平成九年十二月十一日
提出者
議院運営委員長 亀井 善之

第八十六条の二　委員会が調査局長又は法務局長から予備的調査の結果を記載した報告書の提出を受けたときは、委員長からその写しを議長に提出しなければならない。

法制に関する予備的調査に関して、官公署に
対して、資料の提出、意見の開陳、説明その
他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一條及び第四条の規定の適用については、第一条第一項中「職員」とあるのは「職員・衆議院調査局の職員を含む。」と、第四条第一項中「局務」とあ

第一條中左に「を次に」に改め 同条第一号
中「常任委員会調査員」の下に「並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員」を加え、同条第五号中「除く外」を「除くほか」に改める。

るのは「局務衆議院調査局に係る事務を除く」。」とする。

第二十四条の三に次の二項を加える。
第二十一条の二から第二十二条までの規定
は、両議院の議長が協議して定める非常勤の
職員については、これを適用しない。

規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮詢して、これを定める。

第三十五条中「部長」の下に「並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

第三条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

理由

官報 (号外)

理由
衆議院における行政監視の機能の充実及び強化を図るため、新たに設置される決算行政監視委員会の委員の員数及びその所管事項について定めるとともに、委員会が調査局長又は法制局長に対し予備的調査を命ぜることができるることとし、あわせて会計検査院に対する検査の要請手続について規定を設ける等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

国会法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成九年十一月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 斎藤 十朗

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第三項第一号から第十一号までを次のように改める。

一 総務委員会	二 法務委員会	三 地方行政・警察委員会	四 外交・防衛委員会	五 財政・金融委員会	六 文教・科学委員会	七 国民福祉委員会	八 労働・社会政策委員会	九 農林水産委員会	十 経済・産業委員会	十一 交通・情報通信委員会
---------	---------	--------------	------------	------------	------------	-----------	--------------	-----------	------------	---------------

十二 國土・環境委員会

第四十一条第三項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 行政監視委員会

附 則

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

国会法の一部を改正する法律案(参議院提出)

議案の目的及び要旨

本法律案は、参議院の常任委員会について、現行の委員会を基本政策別に再編するとともに、オブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 参議院の常任委員会について、予算委員会、決算委員会、議院運営委員会及び懲罰委員会以外の委員会を次の十一の委員会に改める」ととする。

平成九年十一月十一日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
議院運営委員長 龍井 善之

十四 國土・環境委員会

2 参議院に常任委員会として行政監視委員会を新設するものとする」と。

3 この法律は、次の常会の召集の日から施行するものとする」と。

二 議案の可決理由

参議院の常任委員会を再編するとともに、オブズマン的機能を備えた行政監視のための行政監視委員会を新設する本案の趣旨は妥当と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年十一月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

官 報 (号 外)

平成九年十二月十一日 衆議院会議録第二十号

第明治
三種郵便
物認可日
三十五年二月三十日

(第十七号の発送は都合により後日となるため、第二十号を先に発送しました。)

発行所
虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局
東京都港区
番四号
4294

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
配送
料
別) 一〇〇
五円